

○知事の政治姿勢について

まず、知事の政治姿勢についてであります。

●戦後60周年と憲法「改正」論議について

今年、戦後60周年の年、そして被爆60周年の年でもあります。昨年12月議会において、本県議会は、核兵器など無差別大量破壊兵器を廃絶し、世界恒久平和を希求する「鹿児島県宣言」を全会一致で決議しました。「2度と悲惨な戦争をしない、起こさない」この思いは知事も同様だと思いますがいかがですか。

ところがここに来て、この「2度と戦争をしない。武器を持たない」と定めた憲法を変えようという動きが強まっており、これに対して今、全国各地で日本国憲法を守るという一点でむすびついた「9条の会」が広がっています。ここに、昨年末に高知県で開かれた「高知9条の会」の結成総会での自民党高知県連の元幹事長であった平山公敬さんの発言を紹介し、知事におたずねします。

「今の新しい憲法が制定、公布されたとき、武装した自衛隊員が海外に派兵されることを誰が想像したでしょう。日本は15年戦争によって310万人におよぶうら若き日本人を死傷させ、何の罪もないアジアの友人2000万人以上を殺し、それらの国土を荒廃させたわけです。戦争に負けてやっとその罪の重さに気づき、二度と戦争はしないことを固く誓い、憲法前文と第9条に「戦争の放棄」、「戦力の不保持」「交戦権の否認」を明記して、国民はもとより世界の人々に宣言し、約束したのが今の憲法だと思うのです。」こう述べています。続けて自民党や民主党の改憲の動きに対して強い憤りを持つことを述べ、最後にこう結んでいます。「かつて侵略戦争によりまして、アジアの人々に計り知れない苦難を与えた日本人として、平和憲法を忠実に実践することは、すべての日本人に与えられた崇高な精神であり、使命であると考えております。」「9条を守り、憲法改悪を阻止して平和な日本ができますことを心から祈る次第です。」

知事にお尋ねします。憲法を守る意志がおりますか。お答えください。

●国民の負担増と小泉内閣の増税路線について

続きまして、県民の生活実態についての知事の認識についておたずねします。内閣府の「国民経済計算」によりますと、1997年に消費税の5%への引き上げ、特別減税の廃止、医療保険の改悪で合わせて9兆円の負担増が押しつけられた以降、家計所得は年間数兆円規模で減っています。本県におきましても、統計課の資料によりますと、一人あたりの県民所得は2000年に若干持ち直したものの、ここ数年減り続けています。

こういう中で、労働者にとっては雇用保険料のひきあげ、厚生年金保険料の引き上げ、住民税均等割の妻の非課税措置の廃止、年金生活者にとっては、公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止などの負担増が決まっており、今後さらに65歳以上で所得250万円以下の住民税非課税措置の廃止、所得税・住民税の定率減税の半減・廃止を政府は計画しています。その上、自民党と民主党

と競い合うようにして、福祉財源を口実とした消費税の増税ももくろんでいます。

国による国民負担増の政治の中で、県内において、国保税の滞納世帯数は年々増加し2003年度は45,000件を超えました。生活保護受給世帯数も保護率も年々増加している、企業の倒産も続いている。これらにみられるように、県民の生活は厳しいものがありますが、知事は、このような県民のくらしの実態についてどのように認識しておられますか。小泉内閣がこれまで、そしてこれから進めようとしている増税路線にたいして、県民の暮らしを守り「力みなぎるかごしま」を創造しようとされる知事としてどのような見解をお持ちかお聞かせください。そして、低所得者ほど負担が重くなり更に生活難に拍車をかけることになる消費の増税には反対すべきと考えますが、いかがですか。

#### ●公立高校統廃合問題について

次に、公立高校の統廃合の問題について、知事の政治姿勢をお伺いします。県教育委員会は2月25日、「公立高校の再編整備」として、種子島高校と種子島実業高校を、そして、徳之島高校と徳之島農業高校をそれぞれ統廃合することを決定したと発表しました。

昨年9月に4校の名前を挙げて以来、半年もおかずに、決定の発表でした。徳之島では、2月19日に住民説明会。種子島では22日に住民説明会。その3日後に決定の発表です。

教育長は、会見で、地元協議会から特に異論はなかったと言われました。しかし、地元協議会では、「時間をかけて論議してほしい。」「見切り発車はしないでほしい。」と強い要望や、校名や場所、教科などについて協議をと言いながら、回答も待たずに一方的に決めるやり方に怒りの声もありました。西之表市議会からも「協議期間を十分に確保するよう」求める要望書が知事宛に提出されています。

知事は「知事と語る会」を開き、「県民と対話・協働しながら」すすめる「開かれた県政」を標榜しておられます。知事、どうして、地元のみなさんの願いにそって、十分な時間をとっての協議ができないのでしょうか。県教委が地元の声を無視してあまりにも性急に強引に進めている現状を知事としてどのように認識しておられますか。もう少し協議の時間をとるべきと、知事として待ったをかけるべきではありませんか。これは、県民に対しての知事の政治姿勢が問われる問題です。ご答弁ください。

#### ●水俣病患者への支援について

最後にもう一つ知事の政治姿勢として、水俣病の問題についておたずねします。

昨年10月15日に、水俣病関西訴訟の最高裁判決で、チッソとともに国・熊本県が水俣病の発生拡大の防止策を怠ったとする行政責任が確定しました。さっそく熊本県は、11月29日に、「今後の水俣病対策について」という方針を明らかにし、環境大臣に、国としての対応を要求しました。伊藤知事は、認定業務にあたっては、国の判断を待って対応する旨を明らかにされています。認定審査業務は、国から県が請け負った法定受託事務であり、国が、司法と行政の2重の認定基準を容認する姿勢を改めることが先決であります。鹿児島県内では、保健手帳と同程度の神経症状がある人で、総合対策医療事業の申請者でその対象とならなかった人や申請しなかった人が合わせて

12, 150人いるという推定が熊本県から発表されています。今回、患者さんからお話を聞きましたが、当時は、水俣病はうつる病気だと言われたり、結婚に差し障りが出ることや世間体を気にしたりして、申請したくてもできなかったということでした。

私は、学生当時に、水俣病現地調査に参加し、住民の方から、「自分たちは、当たり前目の前の海の魚や貝をとり、食べてきた。どうして、自分たちがこういう苦しい思いをしなければならないのか。」という悲痛の叫びを聞きました。

行政責任は国と熊本県にあるわけですが、この鹿児島県下にも、同様に水俣病の被害に苦しんでいらっしゃる人がおられる。知事として、この方たちに対して、どのような思いをおもちでしょうか。そして、熊本県が示している環境調査、健康調査、そして療養費の支給について、国に対して、熊本県と共同してもっと強く実施を迫るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○県民本位の財政再建について

次に県財政の再建の問題にうつります。

#### ●人工島について

県は、先ほど「県政刷新大綱案」をまとめられました。

その中に「本県においては、近年の国の経済対策に呼応し、遅れている社会資本の整備を図るため公共事業等を積極的に推進してきたことなどにより、県債残高が増嵩(ぞうすう)することとなった。」と書かれています。昨年10月に出された「鹿児島県財政の姿」の中でも、本県財政の特徴として「近年、公債費が大幅に増加してきており、義務的経費増加の最大の要因となっている。」と、まるで「公債費」が自然発生的にでも増えているかのような表現です。「有利な起債」として借金を積み重ねてきたのは県民ではありません。県自身ではありませんか。これが、「非常事態宣言」まで出し「県民に協力を求める」という立場での現状認識でしょうか。あまりにも、無責任、人ごとのような表現であります。県政の執行にあたっては県としての全体の財政状況を把握した上で事業を組み、予算を執行することは、当然のことです。

病気になった際にも、症状を和らげる対症療法とともに、もともとの原因にメスをいれる治療がなければ、根治はしません。

同様に、県財政の立て直しには、この破綻状況を作り出した根本原因にメスを入れなければ、その場しのぎの数字のつじつま合わせに終わってしまうのではないのでしょうか。

ここに示された「県政刷新大綱案」とその年度ごとの具体化である「平成17年度予算案」は、その根本原因にメスをいれたものになっていないことを指摘いたします。

その一つは、ムダな大型開発が温存されているという点です。

その顕著な例として人工島建設と志布志港の整備事業をとりあげます。

人工島建設のこれまでの事業費は今年度までで、168億2700万円、内県の負担は106億5800万円。そして、このうち県債が101億4200万円。実に95%が借金に頼りながらの事業です。このような指摘をすると、「後に交付税措置される有利な起債」であると土木部長は答弁されてきましたが、地方交付税そのものが、2002年6月、閣議決定された「骨太の方針・第2弾」で地方交付税の削減が打ち出されているではありませんか。

知事は、9月議会での私の、人工島の必要性という質問に対して、「全体計画を作成した当時からいたしますと、社会経済情勢が大幅に変化し、見直しの時期にきていると考えております。」と答弁されました。その通り、社会経済情勢も変化し、その上、本県の財政状況も「非常事態宣言」を出すほどに悪化しています。どう考えても、1工区云々、2工区云々と言っている場合ではないでしょう。これ以上借金を重ねてすすめるべき事業でしょうか。即刻中止すべきです。

知事は、2工区の埋め立てについては、「マリンポート在り方検討委員会」で検討していただくとされており。私は、この検討委員会を傍聴いたしました。この中で、未だ、71億円の経済効果を用いた説明がなされました。これに対して「6年前の試算では不十分ではないか」「どこからそんなに人がくるのか」という意見が出されておりましたし、また、「現状認識は一致していない。ここで決めていいのだろうか。」「県民に対して、自分が加害者になりたくない」このような率直な意見が出されています。

知事にお尋ねします。「在り方検討委員会」での論議をどのように受けとめ、委員会でまとめられるであろう提言をどのように活かしていかれるおつもりでしょうか。県民の意見を聞きたいといわれるのなら、直接住民に人工島建設の是非を問う住民投票を実施すべきと考えますがいかがですか。

志布志港の整備も同様であります。新若浜地区の整備は、これまでの総事業費224億8800万円のうち、県の負担は118億100万円そして、そのうち実に96.6%が起債によるものであることをここに明らかにしておきます。

#### ●談合防止について

また、歳出削減策としてわが会派が提案し続けているものに、談合の根絶があります。今回、「談合情報処理要領」の見直しがなされた2004年2月20日以降、現在までの約1年分について、県土木部発注の予定価格2500万円以上の1158件の工事について、入札状況を調査いたしました。

その結果を表とグラフにまとめましたのでご覧ください。

落札率が95%以上のものは990件実に85.5%にあたります。この中でも、驚くことに98%以上のものが122件もありました。土木部長はこの結果をどのように思われるでしょうか。見解をお聞かせください。

一般に95%以上の落札率は談合の可能性があるとされています。このうち、予定価格5000万円以上のもの475件について、適正な競争が行われ80%で落札すればいくらかとなるか計算

しました。すると実際の落札価格より82億4172万円も安くなりました。これは、全体からすれば一部ですから、談合を根絶すれば、大幅な歳出削減になります。

本県の「談合情報処理要領」が改正されてから後、17件について談合情報が寄せられ、事情聴取が行われましたが、結果は全件否定となり、その内、8件について公正入札調査委員会が審査をおこないましたが、結局談合が認められず、全て契約が締結されています。これは、審査自体が、第7条に定めてあるように業者への事情聴取の報告に基づいて行われているからです。そのように、談合の認定に全く実効性のない手法をもって談合防止のための「改善」とすること自体、談合を防止どころか温存しようとしているとしか思えません。本県の県財政再建のためにも、歳出の削減策として本気で談合根絶のために、実効ある策を講じるべきだと考えますが、いかがですか。

#### ●住民の福祉の後退を招く補助金カットについて

ここで、次に事務事業の縮小・廃止についておたずねいたします。

保健福祉部の事業見直しの中に、「社会福祉設備資金利子補助事業」を段階的に縮小し、2009年度から廃止するというものがあります。

社会福祉法人の利子補助金というのは、1968年に創設されました。当時は10分の10の補助であったものが、途中、3分の2の補助に縮小され、2003年からは、全て2分の1の補助になりました。この事業の対象となるのは、社会福祉施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、母子福祉施設などで、昨年度の実績で、対象となっていたのが290件、金額で2億2935万円の事業でした。これが、今回の見直しで、段階的に縮小され、2009年度には廃止されることとなります。これらの中でも補助が多い特別養護老人ホームのある施設長にお話を伺いました。「介護保険制度の見直しや介護報酬の改定などが行われる中で、事業所は大変厳しい経営を強いられている。国による『職員いじめ』『入所者いじめ』だ。この中で、県のこの補助が無くなるのは、より一層経営を厳しくしていくものだ。」と話されました。

その一方、「ふるさと融資」という企業への無利子の貸付制度があります。条件として、「公益性、事業採算性及び低収益性」であること、「新たな10人以上の雇用の確保」があることなどが規定されています。現在、繰り上げ償還の分を除くと、9の企業に総額113億900万円が貸し付けられ、今年度まで、総額19億324万2000円の利子を県が負担してきています。平均で年に2億円ほどの負担になります。さきほどの社会福祉法人は290件、2分の1の補助で2億円ほどです。

「ふるさと融資」の「貸付要綱」には先ほどの条件に違反また義務の履行を怠ったときは償還期限を繰り上げて償還させることがあると規定されていますが、毎年、どのような形でその検証がなされているのか。また、今回の事務事業の見直しで、社会福祉法人は2分の1の利子補給が廃止され、「ふるさと融資」は全額の利子補給が継続されている。大企業にやさしく、福祉に冷たいと感じるのは私だけでしょうか。社会福祉法人の利子補給事業の廃止について、考え直されるおつもりはないかおたずねいたします。

また、様々な団体の運営費補助について廃止や縮小が出されています。「県難病団体連絡協議会」

「原爆被爆者協議会」「県手をつなぐ育成会」などへの運営費補助については、当初、縮小や廃止という方針で交渉がなされましたが、その結果、3年間という限定つきで継続となっています。その理由として「生活弱者等の方々への支援につながる団体であることに配慮し」とありますが、当然のことです。前の2団体は年間35万円前後の補助金です。こういう団体の補助金まで打ち切ろうとされた。

その反面、補助金廃止の対象とならなかった団体があります。運営費補助の一覧から見ると対象とならなかったところが圧倒的に少ないのですが、その中で、目につくのが同和関係の団体です。部落解放同盟県連合会へ1737万円、全日本同和会県連合会へ1125万円、県部落解放運動連合会へ243万円、いずれも2004年度と同額の予算が組まれています。

なぜ、難病の患者さんの団体の年間34万円が縮小の対象にあがり、同和関係の運動団体の1000万円以上が対象とならなかったのかお答え頂きたいと思います。

財政を立て直しのためには県民にとってムダな歳出の削減も大事ですが、それとあわせて、いかに歳入を増やしていくのが大事です。

「県政刷新大綱案」を見ると歳入の取り組みとして、県税の減免措置の見直しや使用料・手数料の見直しなど県民の負担増によって歳入を増やしていく方針が示されています。冒頭にも述べたように、小泉内閣の増税路線によって、国民のくらしは追いつめられています。そして、更に、県財政の再建という理由で、県民に負担増がおしつけられようものなら、ますます県民のくらしは立ちゆかなくなってしまう。

本当に抜本的に財政を立て直すのであれば、本県の産業を振興し、中小企業を支援し、地域を活性化させることが大事ではないでしょうか。

特に本県は、農業は基幹産業であります。事務事業の見直しで一番多かったのが農政部関係であり、特に農畜産物の価格保障に関する事業が廃止・縮小となっています。本県の農畜産業の家族経営の実態に即した農産物の価格保障と農家の所得保障こそ必要です。知事の本県の農業に対する認識を疑わざるをえません。「食と農の先進県づくり大綱」をまとめ、農林水産業を守り育てるといわれますが、言われることと実際になされていることと違うように思えてなりません。農政関係の事務事業の見直しについての知事の見解を求めます。

## ●答弁うけて

土木部長に再質問いたします。先ほどの私の質問に対して、直接お答えになりませんでしたので、おたずねいたします。この数字について、談合があったかもしれないとお思いですか。

## ●土木部長再答弁を受けて

ここに、落札価格が99.19%の入札結果表があります。これは、落札額と一番高かった業者の金額の差は110万円でした。この範囲で、16の業者がひしめきあっているのです。考えられますか。

談合によって生まれた多額の儲けは県民の税金です。談合は違法行為です。土木部長として本気で談合の根絶のために努力されることを強く要望します。

#### ○県民の暮らし・福祉を守る県政について

財政が厳しい中でも、県民の暮らし・福祉を守るべきという立場にたって、いくつかの質問をいたします。

#### ●乳幼児医療費の現物給付で子育て支援について

まず乳幼児医療費の助成制度についてであります。

全国都道府県での乳幼児医療費助成制度の現物給付となっているのは 31 都府県です。本県では「コスト意識」をもつことを理由にして健償還払い方式となっていますが、そもそも医療給付は原則として現物給付です。

乳幼児医療費助成を手続きが面倒な償還払いとしているのは、給付を制限するため、つまり利用を抑制するためのものとしか考えられません。全国で過半数を超える県が、国保のペナルティを課せられながらも、現物給付を実施しているのは、なぜでしょうか。未来の社会を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子育て世代を応援し、少子化対策として、社会で取り組むべき課題だという認識の上に立っているからではないでしょうか。反対に「コスト意識」云々を言われる本県は、未来社会を担っていく世代を育てる事は、社会全体ではなく、家庭や個人の課題だといわれるのでしょうか。現物給付についてはその気になれば、助成の方法については、他県の状況を研究し、医師会とも協議し、工夫ができるはずです。見解を求めます。

#### ●介護保険制度の見直しと訪問介護労働者の労働条件改善について

次に介護ヘルパーの労働条件の改善についておたずねします。

2000年4月に介護保険制度がスタートし、5年目を迎え、今、国会では制度の見直しについての論議がなされています。政府が示した法案は、際限ない国民への負担増と給付抑制を進めるものとなっています。

知事は、先日、他会派の代表質問の答弁で、今回の見直しについて「概ね妥当」であると言われました。

しかし、施設利用者の負担増総額は年間3000億円で、施設利用者は74万5千人ですから、単純に見れば一人あたり40万円もの負担増になります。また、在宅の利用者の給付内容も、介護給付費を抑えるため、「介護予防」と「給付の効率化」という名で軽度者のサービス利用を抑制する中身です。このどこが妥当なのでしょう。社会保障は国民がサービスを受け、生活を支えるためのものであり、受け手の人たちが払うこともできない、サービスも受けられない制度では意味がありません。

まず、特別養護老人ホームの待機者の人数の把握についておたずねいたします。

先日、厚労省の調査で、全国45の都道府県で33万人の特養ホームの待機者が居ることが明らかになりました。この45都道府県というのは、本県と広島県だけが調査していないからでした。広島県に尋ねたところ、「措置から介護保険制度になって、待機者というとらえ方をしておらず、平成14年の利用実態調査での推計値4272人という数字は持っていたが、それを答えなかったため。」という回答でした。であれば、全国で本県1県だけが、待機者の実態について調査していないこととなります。

このような指摘に対して、保健福祉部長は「高齢者保健福祉計画において、それぞれの市町村の積み上げの数値をもって目標量としている」と言われます。しかし、市町村の担当課に尋ねても、待機者の人数は把握していないのが実情です。県が待機者の実態についての調査を求めているのだから、市町村も調査しようとしないのでしょう。実態も調査せずに目標値を出して、本当に県民の要求に応えられる福祉行政ができるのでしょうか。全国で本県だけおこなっていない特養ホームの待機者の実態調査を直ちに行うべきだと考えますがいかがですか。

もう1点、訪問介護労働者の労働条件の改善について質問いたします。

昨年8月27日に、厚生労働省の老健局から、各都道府県の介護保険担当部長、つまり、本県では保健福祉部長であります。その部長宛に「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」という文書がだされました。ここにその写しがあり、8月31日に受け付けたという印がおさされています。

これは、厚生労働省労働基準局から出された通知にもとづくものですが、訪問介護労働者、ここではわかりやすいように、ホームヘルパーという言葉を使いますが、ホームヘルパーは、介護保険制度を支える重要な役割を果たしているにもかかわらず、労働条件が大変劣悪で、たとえば、利用者宅へ行く移動時間の賃金保障がない、利用者宅への交通費の支給がない、利用者がキャンセルしたときの手当の支給がない、報告書記入や提出時間の賃金保障がない、年次有給休暇や生理休暇がない、研修・事例検討会議参加の賃金保障がないなどまだまだあげればきりがありません。このような実態が全国でみられることが改善すべき問題点として認識されたからであります。

この厚労省の通達には「関係行政機関と連携・協力の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきを期するようお願い」と書かれています。ところが本県では、介護国保課長名で、各指定訪問介護事業者へ通知がなされたのは10月26日でありました。それもただ1行「標記のことについて、厚生労働省老健局振興課長から別紙のとおり通知がありました。」とあっただけです。

おたずねします。厚労省通達とともに届いた労働基準局の通知の内容にあるような訪問介護労働者の労働実態について、保健福祉部長はどのように認識しておられるのか。また、厚労省から通達があつてから、訪問介護事業者への通知まで2ヶ月かかっていますが、それはなぜか。そして、通達にあるように「運用に遺憾なきを期するように」どのような取り組みをなされたのかお答えください。

●児童相談所の充実と児童福祉士の増員について

続いて、児童相談所の機能の充実についておたずねいたします。

わが党は、県に対して毎年行っている予算要求で、児童相談所について、少なくとも大隅地域、北薩地域に2カ所設置することを要求してきており、今回鹿屋市に大隅児童相談所を設置するための予算が補正と来年度当初予算で組まれていることを歓迎するものであります。しかしながら、機関を設ければ解決する問題ではなく、増えている虐待などの相談に対して、対応できる人の配置がより重要であります。

国においても、厚生労働省は、児童福祉法施行令で定める児童福祉司の配置基準を、現在の「人口10万人～13万人に一人」から「5万人～8万人に一人」に引き上げ、各自治体に増員を促すことを決めました。

本県においては、児童福祉司の増員について、どのように取り組んでいかれるのかおたずねいたします。

●県道鹿児島吉田線の渋滞解消について

次に、県道鹿児島吉田線の渋滞の解消についてであります。

県道鹿児島吉田線は、九州自動車道の吉田インターに接続しており、鹿児島空港へのリムジンバスが下りだけで1日54本運行しています。何よりも、吉田や吉野台地から市内への通勤・通学の唯一の幹線道路であり、路線バスが同じく下りだけで1日135本走っています。合わせると1日上り下りで400台近くのバスがこの県道を走っていることとなります。これだけの交通量にもかかわらず、片道1車線ですから、朝夕の通勤・通学の時間帯はもちろん、日中でも渋滞が続いており、この県道の渋滞問題は、吉野地域住民の長年にわたる懸案事項となっております。

特に、渋滞の原因となっているのが、養護学校交差点と帯迫交差点の右折車両で、県道全体の拡幅に優先して、この2カ所の交差点の改良が求められています。私は、一昨年の9月議会で県議となって初めての質問で、この件について取り上げました。養護学校交差点については、昨年度から用地取得が始まりましたが、目に見えた進展がなく、住民の間では、いつになったら始まるのだろうかという疑問の声がありましたが、ごく最近になって、移転を知らせる張り紙などが店舗に張られるようになり、いよいよ始まったかと住民の皆さんが喜んでおられるところであります。

しかしながら、この渋滞は、その300m先の帯迫交差点の改良も合わせてすすめなければ、渋滞解消にはなりません。帯迫交差点は、バスだけでも直進がリムジンと路線バスで1日121台、右折は68台通ります。

そこでおたずねします。養護学校交差点と帯迫交差点について、改善の必要性をどのように認識しておられるのか。そして、現在の進捗状況と今後の見通しについてお答えください。

●答弁を受けて

ご答弁いただきました。

県道については、県民の暮らしにとっては、毎日の通勤・通学や通院や買い物に通る道路が最優先に改善してほしい道路であります。県財政が厳しい時だからこそ、県民の日々の暮らしに目線をおいた峻別と重点化を図って頂くことを強く要望します。

児童福祉士については、厚労省が示した基準によると、本県の人口からすると、最低でも22人、5万人に一人とすると35人にもなります。

厚労省は、児童福祉士の資格要件も緩和することとしています。この配置基準は強制力は無いとありますが、年々増えている県民からの相談に答えていくためにも早急に児童福祉士の増員を要求いたします。

本県の現在の最大の課題は財政再建であります。

私は、「県政刷新大綱策定委員会」を傍聴いたしました。委員のお一人の発言が印象的でした。「県は財政が大変だと言って、非常事態宣言を出して県民に協力してほしいと言われるが、県の施設を見るとどれも豪華で、お金がないと言われても納得できない。」「財政が大変でも、子育て支援など、福祉を充実させてほしい。」こういう意見でした。

県政の執行にあたっては、県民から信頼を寄せられることがまず第1であります。県が財政破綻の原因とその責任について真摯に反省し、その原因である大型開発にメスを入れることなしに、県民の信頼と協力はかちとれません。

その信頼の上に立って、県民の暮らしと福祉を守る県民本位の財政再建を図るべきであるということを重ねて述べまして、私の質問を終わります。